

第13回（平成22年度第3回）磐田市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時 平成22年12月21日（火） 10:30～11:30
2. 開催場所 磐田市役所 西庁舎3階 301～303会議室
3. 出席者
 - (1) 審査会委員：三枝幸文委員、江間豊壽委員、松嶋勝己委員、神山 康委員、鈴木五芳委員、土屋 仁委員、磯部美津子委員、松野正比呂委員、高田正人委員、鈴木喜文委員、高梨俊弘委員、早川勝次委員、牧田 宏委員（委員18名中13名出席）
 - (2) 事務局：春日建設部長、大箸都市計画課長、匂坂係長、青木副主任、鈴木副主任
 - (3) 事業担当課：栗倉都市整備課長、鳥居主幹、山際副主任
山田上下水道担当理事、佐藤下水道課長、河合係長、山下主任
4. 議事録署名人：牧田 宏委員
5. 審議議案
 - 第1号議案 磐田都市計画 用途地域の変更（磐田市決定）
 - 第2号議案 磐田都市計画 地区計画の変更 新貝地区計画（磐田市決定）
 - 第3号議案 磐田都市計画 下水道の変更
磐田市公共下水道（磐南処理区）（磐田市決定）

6. 議事録

1. 開会

建設部長

皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。申し遅れましたが、本日司会を担当いたします、建設部長の春日と申します。よろしく願いいたします。はじめに、資料の確認をさせていただきます。先に郵送させていただきました「次第、裏面の委員構成表」、「議案資料1」、「議案資料2」の3種類です。よろしいでしょうか。

それでは、第13回磐田市都市計画審議会を開催いたします。お手元の次第に従いまして、進めてまいります。ここで、本日の欠席者についてご報告いたします。教育委員会職務代理の田中委員、自治会連合会副会長の朝比奈委員、鈴木委員、杉山委員、村松委員が欠席されております。また、磐田警察署交通課の北川交通課長が、代理で出席されています。

2. 副市長あいさつ

建設部長

次に、次第2、副市長よりあいさつを申し上げます。

副市長

こんにちは。副市長の渥美でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日ごろより、磐田市の都市計画行政につきまして、深いご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議いただきます案件ですが、いずれも、市東部に位置する新貝地区、鎌田地区の変更となっております。この新貝・鎌田地区については、新たな都市拠点として、JR新駅の設置が計画されている地区であり、土地区画整理事業等による市街地整備が進められております。

現在の整備状況ですが、新貝地区の北側に位置する東部土地区画整理事業については、平成18年度に整備が完了しております。新貝土地区画整理事業については、平成21年度末で61.9%の進捗率となっております。また、鎌田地区については、昨年12月に鎌田第一土地区画整理組合が立ち上がりまして、平成24年度に仮換地を予定しており、新たな定住環境の創出のため、市街地整備が進められております。市としましてもJR新駅の早期実現に向け、土地区画整理組合を

支援し、事業の進捗に取り組んでいきたいと考えております。

本日の3議案は、それらに関連する都市計画の変更になりますが、詳細については、事務局より説明がありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

建設部長 ありがとうございました。

3. 会長あいさつ

建設部長 次第3、会長よりあいさつを申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。

磐田市都市計画審議会の会長を務めます静岡産業大学の三枝幸文でございます。本日は、年末のお忙しい中、審議会に集まりいただきましてありがとうございます。

本日の案件は、用途地域の変更、新貝地区計画の変更、下水道の変更の3議案でございます。当審議会が円滑に運営されますよう、皆様方のお力を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

建設部長 ありがとうございました。

ここで、副市長は所要のため、退席させていただきます。

4. 議案審議

建設部長

それでは、次第4、議案の審議に入ります。
会長、会議の進行をお願いいたします。

議長

それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、磐田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本会議が有効に成立していることを、ここでご報告申し上げます。

はじめに、会長代理の指名でございますが、審議会条例第5条第4項の規定によりまして、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。会長代理には、土屋委員を指名させていただきます。

【土屋委員返事】

次に、審議会運営要領第9条第1項の規定によりまして、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は、牧田委員にお願いしたいと存じます。

【牧田委員返事】

さて、本日、ご審議いただく案件ですが、第1号議案「磐田都市計画 用途地域の変更」、第2号議案「磐田都市計画 地区計画の変更 新貝地区計画」、第3号議案「磐田都市計画 下水道の変更 磐田市公共下水道（磐南処理区）」の3件となっております。

それでは、議案審議に入りますが、第1号議案の用途地域の変更と第2号議案の地区計画の変更については、関連がございますので、一括で事務局より説明を受けたいと思います。では、都市計画課長、お願いいたします。

都市計画課長

それでは、議案の説明をいたします。

第1号議案「磐田都市計画用途地域の変更」（磐田市決定）及び第2号議案「磐田都市計画地区計画の変更 新貝地区計画」（磐田市決定）は、関連がございますので、一括して説明させて頂きたいと思いますが、本題に入る前に、経緯や位置などについて説明いたします。

今回変更を予定している新貝地区においては、平成7年の用途指定の際に、JR新駅の設置を検討しており、土地区画整理事業の整備に併せ、新駅周辺は商業地として、適切な用途地域への変更を検討する

とされていたことから、当時は、暫定的に、「第一種住居地域」として指定されておりました。その後、新貝地区周辺では、東部地区、新貝地区、鎌田第一地区の3ヶ所で土地区画整理事業による市街地整備が進めてられてきました。

今回の変更は、「新貝土地区画整理事業」の進捗により、新駅を核とした、近隣の生活の利便を高めることを目的として、商業・業務機能の充実を図るため、その用途の一部を変更するものです。また、併せて、地区計画では、平成9年に当初決定されましたが、後で説明しますが、E-1、E-2地区については、「土地利用に関する方針」についてのみ、定められましたが、暫定的に、第一種住居地域としたため、「地区整備計画」については、定めておりませんでした。今回の用途変更に加え、新たに「地区整備計画」を設定するものです。

はじめに、位置を確認していただくために、議案資料2 議案附図1ページをご覧ください。この図面は、第1号議案用途地域の変更の位置図でございます。図面右側の、ピンク色で塗りつぶしたところが、今回変更する地区になります。(JR東海道線に面した北側で、NTNの東側になります。)2ページをご覧ください。その拡大図でございますが、ピンク色で囲まれた区域が今回変更する地区になります。3ページをご覧ください。この図面は、第2号議案新貝地区計画の位置図でございます。図面右端の赤線で囲んである区域が、地区計画の区域になります。4ページをご覧ください。拡大図でございます。赤の1点鎖線で、囲んだ部分が、地区計画の区域となり、左下のピンク色の地区が、今回、地区整備計画を追加する、E-1、E-2地区になります。

それでは、第1号議案 磐田都市計画用途地域の変更について、説明いたします。議案資料1 議案書の1ページをご覧ください。併せて、議案資料2 議案附図の2ページをご覧ください。用途地域の計画書ですが、今回の用途地域の変更により、最終的に、市全体の用途地域別の面積が、本表になることを示します。変更となる部分は、「種類」の欄の上から5段目、「第一種住居地域」の面積を7.8ha減らし約645.8haに、その3段下の、「近隣商業地域」の面積の上段部分を7.8ha増やし約73.7haに、その小計を約89.3haにする計画となります。2ページをご覧ください。建築物の敷地面積の適用除外規定になります。前ページの備考欄に記載した別紙になります。この適用除外規定は、区画整理事業による仮換地指定や事業認可の公告のあった際に、現に敷地として使用されている土地あるいは、道路法や、河川や水路などの公共公益施設の敷地面積が減少し、現に建築物の敷地として使用されている土地が、最低敷地面積に満たなくなってしまうものについて、建築物の敷地面積の最低限度の規定を除外するとした内容を明記

ものです。3ページは、本案を変更する旨の「理由」になります。4ページをご覧ください。「変更理由」になります。新貝土地区画整理事業や新駅設置の進展に伴い、市 東部における新たな定住拠点として、賑わいがあり、親しみやすい地区の形成に向けた土地利用を推進するため、第一種住居地域の一部を近隣商業地域に変更するものです。5ページは、「変更概要」になります。本市の都市計画区域内では、「第一種住居地域」の面積を653.6haから7.8ha減らし645.8haに、「近隣商業地域」の面積を65.9haから7.8ha増やし、約73.7haに変更します。参考として、新貝地区周辺については、「第一種住居地域」を34.6haから26.8haに、「近隣商業地域」は新たに、7.8ha追加しております。以上が、第1号議案の説明とさせていただきます。

続きまして、第2号議案 磐田都市計画地区計画の変更 新貝地区計画について、説明します。議案書の7ページをご覧ください。併せて、議案資料2附図の4ページをご覧ください。新貝地区計画の計画書になります。今回の変更は、E-1、E-2地区について、現在、地区の整備計画が未設定であることから、これを追加いたします。表の上から、「名称」「位置」「面積」「地区計画の目標」「区域の整備、開発及び保全に関する方針」「土地利用に関する方針」については変更ございませんが、主要な部分のみ、簡単に概要を説明させていただきます。「地区計画の目標」については、①東部地域の顔としての市街地形成の誘導、②立地条件や地区の特性を活かした快適な居住環境の形成、③安心して住めるまちづくりの推進としております。「区域の整備、開発及び保全に関する方針」については、「地区の施設は、土地区画整理事業により整備し、地区計画の目標に沿って、十分な機能が発揮できるよう、その維持及び保全を図る。」としています。「土地利用に関する方針」については、「東部地域の新たな玄関口にふさわしい土地利用の実現や安全で快適な居住環境の形成のため地区を細分し、次のような方針を定める。」とし、A地区については、幹線道路沿道地区、B地区については、低層低密住居地区、C地区については、工業系地区、D地区については、準工業系地区、E-1地区については、商業・業務地区、E-2地区については、商業・業務・居住調和地区になっております。8ページをご覧ください。ここからは、地区ごとの整備計画になります。地区整備計画は、地区計画の目標や方針を達成するため、主に建築等に関して、具体的な規制を記載するものです。A地区の「幹線道路沿道地区」から、D地区の「準工業地区」については変更ありませんが、概要を説明いたします。併せて、議案附図の4ページもご覧ください。

はじめに、A地区ですが、附図では、黄色に塗られた部分になります。A地区については、「幹線道路沿道地区」として定め、用途地域

は、第一種住居地域となっております。建築物の用途で制限されるものに加え、周辺の住環境の保全等の観点から、壁面の位置、建物の高さ、形態、さく等の制限を設けます。まず、「建築物等の用途の制限」については、寄宿舍、倉庫、自動車教習所、畜舎等の建築が制限されます。「敷地面積の最低限度」については、165㎡としております。「壁面の位置の制限」では、都市計画道路 磐田袋井線及び三ヶ野鎌田線については、道路境界線から2.0m、その他の道路境界線及び隣地境界線から1.0mとしております。「建築物の高さの最高限度」については、15mとしております。「建築物等の形態又は意匠の制限」については、建築物の外壁、屋根等の色彩、看板、広告物の制限をしております。「垣又はさくの構造の制限」については、道路に面して、フェンス生垣等を設置する場合の制限をしております。

9ページをご覧ください。附図では、緑色に塗られた部分になります。B地区については、「低層低密住居地区」として定められ、用途地域については、「第一種低層住居専用地域」となっております。主な制限の内容ですが、「建築物等の用途の制限」については、寄宿舍、公衆浴場、畜舎等が制限されています。「壁面の位置の制限」では、道路境界線及び隣地境界線から1.0m後退の制限がかけられております。「建築物等の形態又は意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」については、A地区と同様の制限としております。

10ページをご覧ください。附図では、青色に塗られた部分になります。C地区については、工業系地区として定められ、用途地域については、「工業地域」となっております。主な制限の内容についてですが、「建築物等の用途の制限」については、危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場や、火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等が制限されています。「壁面の位置の制限」では、都市計画道路 磐田袋井線及び三ヶ野鎌田線については、道路境界線から2.0m、その他の道路境界線及び隣地境界線から1.0mとなっております。「建築物等の形態又は意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」については、他地区と同様の制限がかけられております。

11ページをご覧ください。附図では、紫色に塗られた部分になります。D地区については、準工業系地区として定められ、用途地域については、「準工業地域」となっております。主な制限の内容についてですが、ここでは、倉庫、事務所、危険性や環境悪化のおそれのない工場が制限されています。「敷地面積の最低限度」については、1,000㎡としております。「壁面の位置の制限」では、道路境界線及び隣地境界線から5.0mとしております。「建築物の高さの最高限度」については、15mとしております。「建築物等の形態又は意匠の制限」、「垣

又はさくの構造の制限」については、他の地区と同様の制限がかけられております。

12ページをご覧ください。ここからが、今回新たに追加する地区整備計画のE-1地区の内容になります。附図では、左下のピンク色に塗られた部分の内、L字状の地区になります。はじめに「建築物等の用途の制限」ですが、E-1地区については、商業・業務地区ということですので、①の工場、②の危険物の貯蔵又は処理に供するもの、③の倉庫業を営む倉庫、④の倉庫、など、ここに記載の建物は、建築することができません。「壁面の位置の制限」については、一部、除外規定がございますが、基本的には、都市計画道路 磐田袋井線については、道路境界から2.0m、その他の道路は1.0mになります。なお、都市計画道路磐田袋井線は、議案附図4ページの左下、ピンク色の北側（上側）を東西に通過する道路になります。「建築物等の形態又は意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」については、他地区と同様に設定します。

13ページをご覧ください。E-2地区の内容になります。附図では、左下のピンク色に塗られた部分の内、E-1地区を除いた部分になります。まず、「建築物等の用途の制限」ですが、E-2地区については、E-1地区の商業・業務地区に加え、住居調和地区とすることで、居住環境を守るため、マージャン店・パチンコ店やカラオケボックスなどの建築の制限が加えられております。他は、ほぼE-1地区と同様の制限となっております。次に、「壁面の位置の制限」については、これも、一部除外規定がございますが、基本的に、都市計画道路磐田袋井線、三ヶ野鎌田線については、道路境界から2.0m、その他の道路は1.0mになります。なお、都市計画道路三ヶ野鎌田線は、議案附図4ページの左下のピンク色(E-2地区)と黄色(A地区)の境界を南北に縦断している道路です。「建築物等の形態又は意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」については、先程のE-1地区と同様になりますので省略させていただきます。

14ページをご覧ください。本案を変更する旨の「理由」になります。

15ページは、「変更理由」になります。新貝土地区画整理事業の進展に伴い、E-1地区においては、商業・業務系の専用建築物の集積を図り、まちの個性とにぎわいを創出するとともに、隣接する工業専用地域に対する緩衝帯として、土地利用を誘導します。また、E-2地区においては、東部地域の住民の生活拠点として、商業・業務・居住が共存した、にぎわいがあり親しみやすい地区形成に向けた土地利用を推進するため、地区整備計画に追加するものでございます。

16・17ページをご覧ください。「変更概要」になります。先程

説明しましたとおり、E-1、E-2地区の地区整備計画を追加する内容となっております。

以上、第1号、第2号議案の説明とさせていただきます。

なお、第1号議案、第2号議案ともに、11月19日から12月3日までの2週間、この変更計画書を縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。よろしくご審議の程よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今から、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺いたいと思います。

はじめに、ただ今の事務局の説明につきまして、質疑を行います。

何かございますでしょうか。

委員

商業施設についての確認ですが、1点めに、E-1地区のL字型の部分しかできないということですか？2点めに、E-2地区において、全体で、1階部分に商業施設の入ったマンションは建築可能ですか？3点めに、C地区において、工業系ということですが、商業施設は建てられないのですか？4点めに、B地区の意匠の制限において、「色彩は原色を避け」とありますが、どこまで制限がかかるのですか？

都市計画課

1点めについてですが、駅前広場にかかる部分以外は、商業施設を建てていただくことは可能です。2点めについてですが、床面積が30㎡未満の共同住宅については、制限をかけておりますが、その他については制限しておりません。したがって、用途地域に合致しておれば、マンションを建てていただくことは可能です。3点めについてですが、マージャン店・ぱちんこ店等については制限しておりますが、それ以外の店舗については、制限しておりませんので、建てるのが可能です。

都市計画課

4点めについてですが、原色ということ色を定めているわけではありませんが、赤や黄色などの派手な色に対しては、周囲と調和のとれる色ではないと考え、地区計画の指導をしております。このことは、市内のどの地区計画においても同様です。

委員

新駅の北口において、どのような都市計画を目指しているのか教えてください。

都市計画課	<p>E-1、E-2地区においては、新駅の北側の玄関口でありますので、にぎわいを創出していくため、商業系の土地利用として誘導し、集積していきたいと認識しております。</p> <p>余談になりますが、A～D地区においては、平成7年に用途地域と地区計画を設定し、現在も指導にあたっているということをご理解ください。</p>
委 員	<p>1点めに、7ページの第2号議案における土地利用に関する方針の中で、E-1地区においては、「隣接する工業専用地域に対する緩衝帯としての土地利用を誘導する地区」とありますが、具体的にはどういったものイメージしているのですか？2点めに、E-1、E-2地区に制限をかけることによって、商業系のまちづくりとして、どのような違いがでてくるのですか？</p>
都市計画課	<p>1点めについてですが、三ヶ野鎌田線より東側のA、B地区は住居系でありますので、北側及び西側の工業専用地域の間にあたるE-1、E-2地区を商業系として用途を設定いたしました。2点めについてですが、E-1地区については、あくまでも商業・業務地区ということで、商業・業務系専用建築物の集積を図ります。E-2地区については、プラスして居住調和地区ということで、住居系の建築に配慮したというところに違いがございます。</p>
委 員	<p>E-2地区については、駐車場であるとか、公共公益的な施設も考えられると思いますが、そういった認識でよろしいでしょうか？</p>
都市計画課	<p>駐車場としての土地利用も想定しております。</p>
委 員	<p>市として、そこに人を集めるような施設も考えていらっしゃるのか教えてください。</p>
都市計画課	<p>用途及び地区計画の制限については、委員ご指摘の駐車場等の人を集めるような施設の建築は可能です。</p>
委 員	<p>1点めに、三角形のところが1号調整池の場所だと思いますが、具体的な場所について教えてください。2点めに、商業系にするという意味についてですが、組合の方からそういった要望があったものなのか？それとも、市として商業系にするといった経緯であったのか？を教えてください。</p>

都市整備課	<p>1点めについてですが、委員がおっしゃるとおり、三角形のところになります。2点めについてですが、東部・新貝・鎌田を含めて、住居系の区画整理を進めてきました。その中に住んでいる方にとって、日常に係わる商業施設の誘致を第一に考えております。床面積が10,000㎡を超える商業施設については、規制をしておりますので、そういった大規模な商業施設は予定しておりません。</p>
委 員	<p>確認ですが、1号調整池の場所は、駅前広場から見ると東側に広がるということでしょうか？</p>
都市整備課	<p>1号調整池の1と書いてあるところの南北に渡っている部分が倉西川でございます。この倉西川から東側にあたる三角形になっている部分です。</p>
議 長	<p>他に何かございますでしょうか。 無いようですので、これにて質疑を打ち切ります。 次に、第1号議案及び第2号議案についての意見を伺いたいと思います。何かご意見がございますでしょうか。</p>
委 員	<p>1点めは、地元より言われておりますが、現在の磐田駅において、商業誘致がうまくいっていない状況の中で、新駅についても商業を誘致するというので、今後は、慎重に検討し、具体的な計画をたてて進めていただきたいと思います。</p> <p>2点めは、住宅地ではありますが、周辺は工業地帯でもありますので、駐輪場や駐車場用地の確保も併せてお願いいたします。</p>
議 長	<p>無いようですので、これにて意見を打ち切ります。 それでは、第1号議案及び第2号議案につきまして、審議会条例第6条第3項の規定により、お諮りいたします。 本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、第1号議案及び第2号議案は、原案のとおり承認されました。 続きまして、第3号議案に移ります。事務局より説明を受けたいと思います。では、都市計画課長、お願いいたします。</p>

都市計画課長

それでは、説明いたします。

議案第3号 磐田都市計画下水道の変更についてですが、ご審議いただきます前に、本市の公共下水道の概要につきまして、簡単にご説明させていただきます。本市の下水道事業は、旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町を範囲とする「磐南処理区」と、旧豊岡村単独の「豊岡処理区」に区分されております。今回、変更を予定している磐南処理区につきましては、昭和56年に当初の都市計画決定がなされ、天竜川左岸流域関連公共下水道として進めております。磐南処理区につきましては、現在、3,092haを整備認可区域として事業を進めており、平成21年度末で、2,615ha完了しており、その整備率は、約84.6%になっております。豊岡処理区につきましては、平成6年に当初の都市計画決定がなされ、旧豊岡村の単独公共下水道事業として進めております。現在は、248haを整備認可区域として事業を進めており、平成21年度末で、208.3haが完了しており、その整備率は、約84.0%になっております。参考までに、本市の全人口に対する下水道普及率は、72.5%となっております。

それでは、議案第3号 磐田都市計画下水道の変更について、ご説明いたします。議案資料1 議案書の19ページをご覧ください。「磐田都市計画 下水道の変更計画書」です。今回変更は、磐田市公共下水道（磐南処理区）の「2排水区域」の変更となります。汚水、雨水にそれぞれ37ha追加し、汚水を約2,783ha、雨水を約2,698haに変更するものでございます。なお、1の「下水道の名称」、3の「下水管渠」、20ページの4の「その他の施設」につきましては、変更ございません。今回、追加する場所につきましては、後ほど議案附図にて説明いたしますが、JR東海道本線を挟んだ南側の鎌田地区になります。

21ページは、本案を変更する旨の「理由」になります。

22ページは、「変更理由」になります。昨年12月11日、鎌田第一土地地区画整理組合の設立が認可され、排水区域が確定したことにより、磐南処理区に編入するため、変更するものでございます。

23ページをご覧ください。「変更概要」になります。「2排水区域」の表とおり、汚水、雨水ともに、37haを追加し、汚水を約2,783haに、雨水を約2,698haとするものです。

続きまして、今回追加を予定している個所について説明いたします。議案資料2 議案附図の5ページをご覧ください。汚水の位置図となります。細い黒の実線で位置を示し、その中の赤線で囲んだ所が、今回追加する、鎌田第一土地地区画整理事業区域となります。なお、6ページの雨水も同様です。7ページをご覧ください。汚水・雨水の拡大図でございます。赤線で囲まれている部分が区域でございます。汚水・雨水ともに、追加する区域は同じです。以上、第3号議案の説明

とさせていただきます。

なお、去る、11月19日から12月3日までの2週間、この変更計画書を縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今から、質疑と意見とに分けて、それぞれ伺いたいと思います。

はじめに、ただ今の事務局の説明につきまして、質疑を行います。何かございますでしょうか。

委員

今回の計画には、神明中のところが入っていないわけですが、ここについてどういうふうに整備をしていくのですか？

下水道課

今回、都市計画として追加する部分は、現在、市街化区域のところ です。市街化調整区域につきましては、下水道事業では、特定環境保全公共下水道として、整備をしていきます。神明中のところについては、平成23年度から26年度の認可をとって、進めていく予定です。

委員

今回の計画は、全体計画の中での追加であるのか？それとも、新たな追加であるのか？教えてください。2つめに、流域下水道全体の中での追加であるのか？それとも、新たな追加であるのか？教えてください。

下水道課

今回の計画は、全体計画の中で追加するものです。将来計画の流総計画に合致したものであり、その一部を今回追加するものです。

委員

確認ですが、流域下水道の現在の事業計画も変更していくということですか？

下水道課

平成23年度から26年度の県の流域下水道の事業計画も併せて変更していく予定です。

議長

他に何かございますでしょうか。

無いようですので、これにて質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案についての意見を伺いたいと思います。何かご意見がございましたでしょうか。

無いようですので、これにて意見を打ち切ります。

それでは、第3号議案につきまして、審議会条例第6条第3項の規定により、お諮りいたします。

本案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし

議長

ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、第3号議案は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。審議結果につきましては、早速、市長に答申することといたします。それでは、事務局をお願いします。

6. 閉会

建設部長

本日は、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第13回磐田市都市計画審議会を終了いたします。